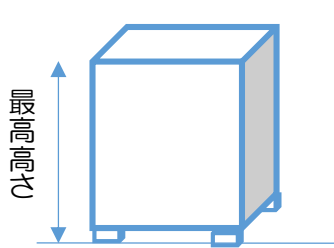
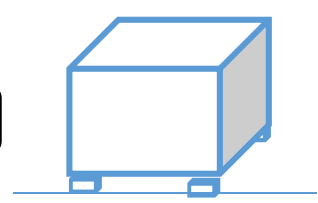
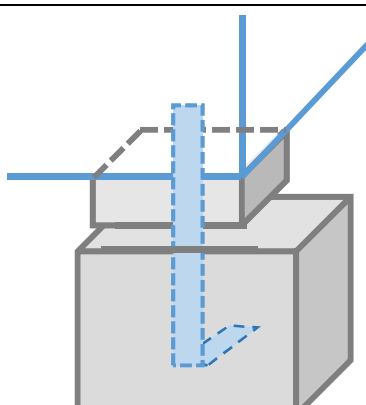
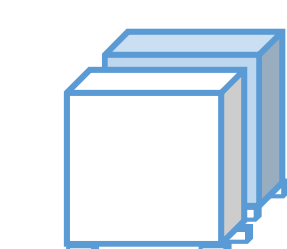
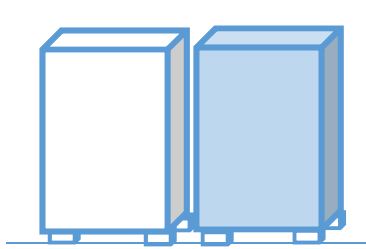


都市公園内での「防災器具庫の設置基準」概要説明

面積 棟数	街区公園	棟数制限なし 計10㎡未満
	近隣、地区公園	棟数制限なし 計20㎡未満 ただし、一組織は計10㎡未満
仕様 構造	小規模な倉庫	
	小規模な倉庫に 該当しないサイズ	
基礎 形状	 床面積 3.3 ㎡以内 奥行 1.0m 以下 最高高さ 2.3m 以下 または  床面積 3.3 ㎡以内 最高高さ 1.4m 以下 (奥行 1.0m 以上も可)	
	 ・器具庫とコンクリートブロックとコンクリート基礎もしくはコンクリート舗装版をアンカー等で繋ぐ形状とする。 ・コンクリートブロック、基礎等のサイズは製造メーカー指定のサイズとする。	
設置 方法	 	
	・設置は視認性確保及び景観維持を考慮して行い、設置場所については土木事務所にご相談ください。 ・二つ以上並べて設置する場合は、建築部局への確認が必要となります。	
その他	○防災器具庫の外見は派手な色を避けるとともに、設置した団体名と「防災器具庫」の表示をお願いします。 ○複数の町内会が設置を希望することが想定される場合には、事前調整を地元の方々をお願いします。その結果を受けて「学区防災安心まちづくり委員会委員長」等、学区等を代表の方に確認していただいたうえで「防災器具庫設置確認書」を提出していただきます。 ○防災器具庫の設置・維持管理に関して、公園や第三者に損害が発生した場合は、設置者である町内会に賠償責任が生じます。損害賠償保険に加入していただくことをお勧めします。	